

(資源循環分野) 特定技能制度・育成就労制度による外国人材確保



- **特定技能制度**は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人**を受入れることを目的とする制度。
- **育成就労制度**は、育成就労産業分野における就労（原則3年以内）により、**特定技能1号水準の技能を有する外国人材を育成**するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする制度。**令和9年4月施行**。
※育成就労産業分野：特定技能制度の分野（特定産業分野）のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野。

- **令和8年1月23日**に**分野別運用方針**（各分野で定める制度の運用に関する方針。資源循環分野の内容は以下の通り。）が閣議決定され、**資源循環分野（廃棄物処分量（中間処理））**は**新たな対象分野**となった。
【主な内容】

〔従事する業務〕 廃棄物の中間処理を行う業務

〔受入れ可能な事業者の要件〕 優良な事業者（法令を遵守し、労働安全衛生対策等に適切に取り組む事業者）

〔受入れ見込み数〕 4,500人 〔転籍制限期間〕 2年

- 今後、**令和9年の受入れ開始を目指し**、関係者ともよくご相談しながら、協議会の立ち上げや試験実施等の受入れの準備を進める予定。

令和7年

令和8年

令和9年

3月 5月

1月23日

4月頃

基本方針決定
（関係閣僚会議
決定・閣議決定）

有識者会議
（受入れ対象分野、上乗せ要件、
分野ごとの転籍制限期間、
受入れ見込み数等について継続的に議論）

意見
提出

分野別運用方針決定
（関係閣僚会議決定・
閣議決定）

【受入れ準備】
上乗せ要件の告示、
資源循環分野協議会
の立ち上げ、
特定技能1号評価
試験実施 等

資源循環分野受入れ
開始
（予定）